

サマライズ講座（要約英日文法）契約書篇

第1講 契約書要約について

契約書の要約を作成する目的

契約とは、二者以上の当事者間の合意で、当事者間に法律関係を生じさせるものをいいますが、この合意は口頭で行われたとしても、有効に成立します。例えば、Aスーパーが農家のBさんに「りんご100個を1万円で売って下さい」（申込み）といい、Bさんが「売りましょう」（承諾）といえ、契約は有効に成立します。しかし、このように口頭だけで契約をすると、「言った・言わない」「条件が違う」等のトラブルを引き起こしかねません。そこでこれを避けるために、取引においては、この約束を书面化した「契約書」を作成することが一般的です。

上記のような商取引でなくとも、様々な場面で契約書を締結する必要が生じます。例えば、皆様も保険に加入する場合やソフトウェアを購入する場合などに契約を締結していませんか。（ソフトウェアの箱に契約書の条項がプリントされている場合、箱を覆っているビニールをはいだ時点で契約に承諾したものとみなされます「シュリンクラップ契約」）。これらの締結時に、必ず契約書の提示を受けていると思いますが、この契約書を見て、どのように感じましたか？なんだか細かいことが長々と書いてあって、「面倒」で「難しい」、「もっと簡単に書いてよ」と思われませんでしたか？「契約書の要約文」とは、この「難しく」見える契約書の中の核となる「当事者の主要な合意事項」とそれに付随する「当事者の権利・義務」等を整理して、短時間で大事な内容を正しく理解できるようにした文書のことです。

では、どのように契約書の要約文を作成したら良いのでしょうか。契約書を読んでただ箇条書きに条件を書き出しても、読みやすい要約文とはなりません。また、やみくもに短くすると「正しく理解」することができない要約文ができ、これでは要約を作成する意味がありません。本講座では、契約書要約文を作成する際の基本的なルールである「契約書要約ルール」を説明し、契約書要約文の作成技術の体得を目指します。

契約書要約のルール

契約書の要約を作成するに当たり、以下の7つのルールがあります。

【ルール1】 契約書の全体構造の把握と目次作成

契約書は、大きく分けて、以下の三つの構成部分から成り立っています。

最初に契約の概要がわかる「前書き部分」

次に具体的な内容が記載されている「本体部分」

最後に様々な契約書に共通して記載される「一般条項」及び署名欄

要約を作成するにあたり、まず契約書を以上の三つの部分に分けて把握しなければなりません。契約書に目次がついている場合、この目次を読みますと各条に記載されている内容が概ね把握できますので、目次を元に「前書き部分」「本体部分」そして「一般条項」に分けていきます。

【ルール2】 契約書の基本情報の把握

一般的に契約書の「前書き部分」には、契約当事者についての情報（名称、所在地、国籍等）、契約締結日、契約締結の目的・理由・背景等の契約書の重要且つ基本的な情報が記載されています。ここには、契約の具体的な条件は書かれていませんが、契約の概要はこの「前書き部分」を読むことでつかむことができます。

【ルール3】 契約書の具体的内容の把握

契約書の具体的な条件等が記載されています「本体部分」は、通常一番長く、当事者間の権利義務関係が記載されている重要な個所です。ここはメモを取りながら読むと良いでしょう。契約の種類によって、重要な条項は異なりますが、必ず要約に組込まなければならない重要な条項として、例えば以下のものが挙げられます。

- ・ 契約期間（発効日及び有効期間）
- ・ 契約解除
- ・ 契約違反及び救済
- ・ 各当事者の義務及び権利
- ・ 免責/保証
- ・ 対価/支払方法

【ルール4】 “shall”、“agree”、“right”等の用語に注目

「本体部分」を読む際、以下の**権利、義務、許可、禁止、約束等を表す言葉**に注意をして読みますと、内容を読み落とすことが少なくなります。

（助動詞）・・・“shall”、“will”、“may”、“can”等

これらの助動詞の後には、契約上の重要な行為がくることが多いです。

（動詞）・・・“agrees”、“promises”、“grants”、“prohibits”、“licenses”等

また、保証“warrants”、“guarantees”、支払“pays”等

（名詞）・・・”right（権利）”、”license（ライセンス）”、”obligation（義務）、”等

【ルール 5】 一般条項から必要な条項を選定

契約書の後半部分に規定される「一般条項」（例えば、「不可抗力」、「仲裁」、「通知」条項等）は、どのような契約書にも出て来る一般的な共通条項のことをいいます。これら条項は、要約文においては「省略して良いもの」、「簡単な記載が必要なもの」、「詳細な記載が必要なもの」に分けられます。これも契約書によって異なりますが、要約が必要と思われる条項のみを選定する必要があります。

【ルール 6】 表現を単純化しすぎない

契約書の要約文は、その要約文だけを読んでも契約書の全容が正しく理解できなければなりません。どのような場合に契約書の要約文が必要となるか思い浮かべて下さい。例えば、契約締結前の社内承認のためや、客先との商談において要約文が使用されることが考えられます。これらの場合に、ただ、単純な条件の列挙をした要約があっても訳には立ちません。契約書の内容が正確に把握できるものでなければ、意味がありません。契約書の要約の場合は、「短く」することが目的のではなく、契約書の内容を「わかりやすくまとめる」のが第一義的な目的です。契約書の要約における「要約率〇%」という指定はあくまで目安ですので、最重要な条項については、全訳に近い訳をする場合もあります。

【ルール 7】 法律文の表現ルールに従う

要約文といえども、法律文書であると認識して下さい。そのため、法律文書を書くときの表現ルールに従わなくてはなりません。たとえば、”and”を「と」と訳さず「及び」「並びに」を使用する、又は「保険をかける」を「保険を付保する」等文語調的な記載方法で記載する必要があります。

要約文の形式

要約文の作成方法には、2通りあります。

1つ目は、条項の順序通りに要約していく方法（「条項順要約」）です。この要約方法は、文字通り条項の順番通りに（省略することはありますが）要約していきますので要約文も契約書と似た形式に仕上がります。以下の本講のサンプル契約書は、この条項順要約で作成されています。

2つ目は、当事者の権利・義務・禁止・許可を区分して内容毎に要約する方法（「内容別要約」）です。内容別要約については、第2講で解説致します。

いずれの方法で作成された要約文でも、本契約の「契約当事者」「契約の目的」「契約製品」

「契約背景」等の基本的な事項と目次を記載した要約文の第1ページ目（「基本情報ページ」）は同じです（以下のサンプル契約書要約例を御参照下さい）。

以上のルールを用いてサンプル契約書 Assignment of Rights in Computer Software（コンピュータ・ソフトウェアの権利に関する譲渡契約書）の要約文（条項順要約）を作成していきますが、まず【ルール1】～【ルール5】を念頭において契約書を一読下さい。

サンプル契約書の要約

1. 基本情報ページの作成

(1) まずこの契約書には目次がないので【ルール1】に従って見出しを書き出し、目次を作成して下さい。次に目次を訳します。そして、訳した目次に従って、契約書を(i)「前書き部分」、(ii)「本体部分」、(iii)「一般条項」の3つの部分に分けますが、この契約書の場合は、以下のとおりに分類できます。

- | |
|--|
| <p>(i) 「前書き部分」は、冒頭分及び Recitals
 (ii) 「本体部分」は、第1条から第7条
 (iii) 「一般条項」等は、第8条から第12条及び署名欄</p> |
|--|

署名欄は、基本的に要約は不要ですが、”IN WITNESS WHEREOF～”の後文にのみ「契約の締結日」が入っている場合がありますのでご注意下さい。

(2) 【ルール2】に従って、「前書き部分」を読み、要約文の基本情報ページを作成します。この契約書では、「契約当事者」、「契約の背景」、「契約に到った理由」、「契約発効日」を書き出します。

「契約当事者」： 契約書の和訳では、「甲」「乙」を略語とすることも多いですが、要約文は、「短時間で大事な内容を正しく理解できる文書」であるべきところから、分かりやすい「所有者」「買主」又は会社名の略語「SEB」「TBB」を使用の方が分かりやすいでしょう。また、本社所在地も、通知や送金手続き等で使用する場合がありますため、このページに記載します。

「契約背景」等： Recital に今回の「契約に到った理由」や「契約背景」が記載されていますので、要約する必要があります。Recital のCについては、本文中にも同様な記載があるため、ここに入れなくとも良いでしょう。また、D.及びE.は表裏の関係にある条文のため、まとめて記載できます。

「契約発効日」や「本ソフトウェア」も前文から読みとれます。

2. 本体部分の要約の作成

これには、【ルール3】に従って、「本体部分」（第1条から第7条）を読み、要約することが必要ですが、ただ読むのではなく、契約当事者がどのような「権利」を有するか、いかなる「義務」を負担するかを理解しなければなりません。そのため、【ルール4】に記載したとおり、キーとなる助動詞、動詞そして名詞に注目する必要があります。また、長い契約書や権利・義務関係が複雑なものは、一度ノート等にまとめておくと理解がしやすいでしょう。

要約といえども、重要な条文を全訳することもあります。要約なのに長すぎると感じることもあるかもしれませんが、契約書の要約の場合は、この「要約」のみを読んでも契約書の内容が過不足なく理解できる様でなければならぬため、「短く」することよりも、必要な条件を残らず入れ、且つ「わかりやすく」書くことを意識する方が大切です。すなわち、重要な条文の要約は長くとも良い、と考えて下さい。

3. 一般条項の要約作成

第8条から第12条は、様々な契約書にでてくる「一般条項」ですので、【ルール5】に従い、必要と思われる条項のみを選定します。基本的に、要約文だけを読んでも契約書の全容が理解できる構成が望ましいため、本契約の場合で言いますと、以下の様に要約の必要・不要に分けられます。

要約が必要な条項	第8条（通知） 第9条（譲渡不可） 第10条（準拠法）
省略ができる条項 （一般的な共通条項であり、 見出しを読めば内容がわかるもの）	第11条（変更） 第12条（完全なる合意）

「譲渡不可」の条項については、一般的には「省略できる条項」です。この第9条についても、“Neither this Agreement nor any right, interest, duty or obligation hereunder may be assigned by the parties hereto”のみでしたら省略しても良いのですが、“except～”以下が本契約に固有の条項であるため、要約をしました。

このように、省略が一般的に可能な条項であっても、その契約に固有の条件が記載されていることがあるため、見出しだけで判断せず、必ず内容も読んで下さい。

以上のようなルール・方法で作成した要約を以下に記載します。

（要約例）

基本情報ページ

コンピュータ・ソフトウェアの権利に関する譲渡契約書（要約）

契約当事者

「所有者」： **SEB** ソフトウェア開発株式会社

（所在地：米国、オハイオ州、クラブ通り 123（郵便番号：45701））

「購入者」： **TBB** コーポレーション

（所在地：米国、イリノイ州、ニア・ノース、東キンジー通り 1000（郵便番号：60654））

契約発効日： 2010年4月1日

契約背景： 所有者は、本ソフトウェアの完全なる所有権を有し、エンド・ユーザライセンスに基づき、これを第三者にライセンスしている。

契約の目的： 購入者は、所有者から本ソフトウェアの権利すべてを購入し、かつその義務すべて（エンド・ユーザライセンスに基づくものを含む）を負うことを希望する。所有者は本ソフトウェアの権利すべてを売却し、エンド・ユーザライセンスを譲渡することを希望する。

本ソフトウェア：SEB 123 ソフトウェア

対 価： 一時金 \$142,000

前文

第1条 購入及び売却

第2条 シェアウェア

第3条 媒体及び文書の交付

第4条 ソフトウェア所有者の表明及び保証

第5条 ライセンスに関する合意

第6条 財産移転証書及びその他行為

第7条 保証の制限

第8条 通知

第9条 譲渡

第10条 準拠法

第11条 変更

第12条 完全なる合意

添付資料 A： 本ソフトウェアの明細書

添付資料 B： エンド・ユーザライセンス契約書（標準版）

添付資料 C： エンド・ユーザー一覧表

第1条 購入及び売却

- 1.1 所有者は購入者に対し、所有者が有する本ソフトウェアの権利（以下(i)～(viii)を含む）すべてを、対価の支払いを条件に、永久的に譲渡する。
- (i) 本ソフトウェアに関連して使用される商標及びロゴすべて。
 - (ii) 本ソフトウェア（その部品・機能を含む）にかかる著作権及び本ソフトウェアを著作権で保護する権利すべて（登録済み第 1234567 号の著作権を含む）。
 - (iii) 本ソフトウェアを記録する媒体にかかる権利すべて。
 - (iv) 本ソフトウェアに関連する文書（説明書等）にかかる権利及びその財産的権利（著作権等）すべて。
 - (v) 本ソフトウェアの全部又は一部にかかる変更、強化、改良、派生著作物及びその他の著作物の権利すべて。
 - (vi) 本ソフトウェアが直接・間接的に関連するライセンス、契約、合意等で所有者が当事者であるものに基づく所有者の権利すべて。
 - (vii) 本ソフトウェアのシェアウェア版を使用している者とライセンス契約を締結する権利すべて。
 - (viii) 本ソフトウェアに関連する顧客名簿、シェアウェア・ユーザー名簿及びその他文書すべて。
- 1.2 購入者は所有者に対し、本ソフトウェアの譲渡の対価として契約締結後 30 日以内に、一時金 142,000 ドルを支払う。

第2条 シェアウェア

- 2.1 所有者は購入者に対し、本ソフトウェアがシェアウェア又はデモ版で含まれるウェブサイト、ソフトウェアパッケージ等の完全な一覧表を契約締結時に交付する。
- 2.2 所有者は購入者に対し、本ソフトウェアをシェアウェア又はデモ版としてインターネットサイトからダウンロードしたユーザに関して有する情報の完全な一覧表を契約締結時に交付する。
- 2.3 購入者は、シェアウェアから生じる本ソフトウェアのライセンス収入にかかる権利すべてを有する。
- 2.4 所有者は、本ソフトウェアをフリーウェアとして提供したことがないことを表明し保証する。

第3条 媒体及び文書の交付

所有者は購入者に対し、以下のものを契約締結時に交付する。

- (i) 本ソフトウェアを記録するあらゆる形式の媒体すべて。
- (ii) 本ソフトウェアのオブジェクト・コードを記録する媒体すべて。

- (iii) 本ソフトウェアのマスターコピー（ソースコード及びオブジェクト・コードを含む）を記録する CD2 部。
- (iv) 本契約で規定されるすべての文書、ヘルプ・ファイル。
- (v) 顧客名簿、シェアウェア名簿その他本契約により交付が要求される名簿すべて。
- (vi) 本ソフトウェア（及び本契約で譲渡される全権利）に関する登録証書の原本。
- (vii) 本契約に基づく著作権すべての譲渡に関連する著作権の譲渡証書（登録可能な形式によるもの）。
- (viii) 本ソフトウェアに関連するその他の報告書及び文書等（ウィルス報告書、顧客の苦情に関する報告書、改良計画書等）すべて。

第4条 ソフトウェア所有者の表明及び保証

所有者は、以下の表明及び保証を行い、当該表明及び保証は契約の終了・解除後も存続する。

- 4.1 所有者が本ソフトウェアの排他的な権利を有すること。
本ソフトウェアが他者の財産権（特許、著作権等）に違反しないこと。
- 4.2 所有者又はその真正な従業員が本ソフトウェアの開発作業すべてを行い、米国著作権法に基づく本ソフトウェアの「著作者」であること。
- 4.3 本ソフトウェアが抵当、訴訟、差押え等いかなる負担も負わず、かつ第三者からの請求の対象ではないこと。
- 4.4 本ソフトウェアが米国著作権法にもとづく完全なる保護を受け、本契約に基づく譲渡により当該権利は買主に無条件かつ永久に譲渡されること。
- 4.5 本契約締結日より、所有者が本ソフトウェアの開発に関連する技術情報を開示せず、開示又は使用（所有者による使用を含む）を防止する措置を講ずること（当該情報は、購入者の「トレードシークレット」とみなされる。）。
- 4.6 システムの明細（ソースコードを含む）は、所有者のトレードシークレットとして保護されていたものであり、アクセスを有していた所有者従業員は、秘密保持契約を締結していること。
- 4.7 本ソフトウェアの文書に適切な著作権表示が貼付されていること。
- 4.8 本ソフトウェアの開発に携わった独立請負業者が本ソフトウェアにかかる権利すべてを所有者に譲渡していること。
本契約に基づく譲渡後、購入者が本ソフトウェアに関する権利すべてを有し、当該独立請負業者又はその他の者からクレームを受けることがないこと。
- 4.9 所有者が本ソフトウェアの流通、販売又は宣伝に関連する権利・義務を付与する販売契約等の契約を締結していないこと。

第5条 ライセンスに関する合意

- 5.1 所有者は、エンド・ユーザ契約に従って本ソフトウェアの使用ライセンスを受諾した添付 B に記載された者を除き、いかなる者にも使用权を付与していないことを表明し保証する。
- 5.2 所有者は、添付 A のエンド・ユーザ契約書に従ってのみ、添付 B 記載のエンド・ユーザに対し本ソフトウェアのライセンスを許諾していることを表明し保証する。
- 5.3 所有者又はエンド・ユーザライセンス契約書のその他当事者は、当該ライセンスに基づく義務に違反していない。
- 5.4 所有者は、エンド・ユーザライセンスに関連して、研修、改良、カスタマーサポート等いかなるサービスも要求されず、行っていないことを表明し、保証する。
- 5.5 所有者は、すべてのエンド・ユーザライセンスをエンド・ユーザ又はその他の者からの同意・承諾なしに譲渡できることを表明し、保証する。
- 5.6 エンド・ユーザライセンスにつき、本契約締結日前に生じた事項については、所有者が責任を負い、締結日以後に生じた事項については、購入者が責任を負う。
- 5.7 本契約締結日前に支払われたエンド・ユーザライセンスにかかる収入は所有者が受領し、締結日以後に生じた収入は、購入者が受領する。
- 5.8 本契約締結後 30 日以内に、所有者は、添付 B のエンド・ユーザすべてに、購入者に本ソフトウェアを譲渡したことを通知する義務を負う。当該通知は、購入者が満足する形式で行われる。

第6条 財産移転証書及びその他行為

- 6.1 所有者は、契約締結日後も本契約の譲渡を完了させる譲渡証書の締結及び合理的に必要な措置（政府への登録等）を行う義務を有する。
- 6.2 前述には、(i) 宣誓供述書、売渡証その他の文書の締結、承認及び交付 (ii) 所有権及び譲渡を確認する供述録取及び裁判での証言、(iii) 監査人への証明書の発行、並びに (iv) その他購入者が合理的に要求するその他の行為を含む。

第7条 保証の制限

所有者は、本ソフトウェアがソフトウェア明細書の主要な点に従って動作することを表明し保証する。所有者は、いずれかのエンド・ユーザのために本ソフトウェアを明細書に従って動作させるために必要となる費用を負担する。

本契約に明示されている保証を除き、所有者は、商品性及び特定目的への適合性を含め明示・黙示のすべての保証を放棄する。

第8条 通知

本契約に基づく通知は、書面で以下のメールアドレスに送信された場合に送達されたものとみ

なされる。但し、契約解除に関する通知は、配達証明付きの書留郵便にて送付されなければならない。同書は、郵送の3日後に送達されたものとみなされる。

購入者： 123@sebsw.or.us

所有者： 457@tbb.or.uw

第9条 譲渡不可

いずれの当事者も本契約又はその権利義務等を譲渡することはできない。但し、本ソフトウェアの更なる譲渡の場合、所有者の表明及び保証は存続し、更なる譲受人又は買主の利益となる。

第10条 準拠法

オハイオ州法を準拠法とし、すべての訴訟はオハイオ州の裁判所に提起される。

提出課題

課題文 Consulting Agreement（コンサルティング契約書）を読み、日本語で要約文を作成して下さい。要約の方法は、本講で勉強しました「条項順」による要約とします。